

# 公的研究費管理規程

財団法人 能力開発工学センター

## （趣旨）

第1条 財団法人能力開発工学センター（以下「本財団」という。）における公的研究費の管理については、関係法令等に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この規程において「公的研究費」とは、本財団以外の公的機関から受け入れ、管理する研究費をいう。

## （管理組織）

第3条 本財団の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び事務局責任者を置く。

## （最高管理責任者の責務）

第4条 最高管理責任者は、本財団全体の公的研究費の運営及び管理を統括し、公的研究費に関するすべてについて最終責任を負うものとし、本財団の会長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する情報を収集し、不正使用を防止するための計画（以下「防止計画」という。）を策定する。

3 最高管理責任者は、公的研究費の使用状況について不適当と認める場合は統括管理責任者に対して改善を命ずるとともに、監事に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び事務局責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

## （統括管理責任者の責務）

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、本財団の常務理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、防止計画が本財団内において忠実に実施されているかを確認する。

3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について本財団の経理規程（平成19年11月改訂）第12条に規定する出納責任者に報告を求め、その使用状況について常に把握していくなければならない。

## （事務局責任者の責務）

第6条 事務局責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の公的研究費の運営及び管理を行うものとともに、事務局を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、本財団の事務局長をもって充てる。

2 事務局責任者は、最高管理責任者が策定した防止計画を実施するとともに、事務局に所属する研究者等の公的研究費の執行状況について常に把握していなければならない。

#### （検収担当者）

第7条 本財団における物品等の発注に基づく適正な検収確認業務を行うため、検収担当者を置く。

2 前項の検収担当者は、本財団の経理規程（平成19年11月改訂）第24条に規定する業務を行う検収担当者をもって充てる。

#### （防止計画の策定及び実施等）

第8条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営及び管理するために、毎事業年度に防止計画を策定し、実行しなければならない。

2 最高管理責任者は、防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正使用が行われないよう組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

3 最高管理責任者は、防止計画を策定したときは、統括管理責任者に防止計画の実行を指示するものとする。

4 前項の指示を受けた統括管理責任者は、事務局責任者に対して防止計画を実施させるものとする。

5 事務局責任者は、防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

6 事務局責任者は、不正使用を発生させる要因を把握または発見した場合は、統括管理責任者に報告するものとする。

7 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに、事務局責任者に対し改善を指示するものとする。

#### （公的研究費管理会議）

第9条 本財団の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的研究費管理会議を設置する。

2 公的研究費管理会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 事務局責任者

(3) 総務部長

(4) 業務部長

(5) 研究開発部長

(6) その他会長が指名する職員

3 公的研究費管理会議に議長を置き、前項第1号に定める者をもって充てる。

4 公的研究費管理会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 防止計画の策定及び実施に関する事。

(2) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関する事。

(3) 関連部門と協力し不正使用の発生要因に対する改善策を講ずること。

(4) その他、不正使用防止の推進に必要な事項に関する事。

5 公的研究費管理会議の事務は、関係部門等の協力を得て総務部が処理する。

#### （相談窓口の設置）

第10条 本財団における公的研究費に係わる事務処理手続きに關し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- (1) 本財団の統一的総合窓口は事務局とし、その任には事務局責任者を充てる。
  - (2) 本財団内の公的研究費の経理執行に関する事項については、総務部とする。
  - (3) 本財団に所属する研究者の研究事務手続については、業務部とする。
- 3 相談窓口は、本財団における公的研究費に係わる事務処理手続きに関する本財団内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本財団における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

( 雜則 )

第11条 この規程に定めるもののほか、本財団が管理する公的研究費の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月9日から施行する。